

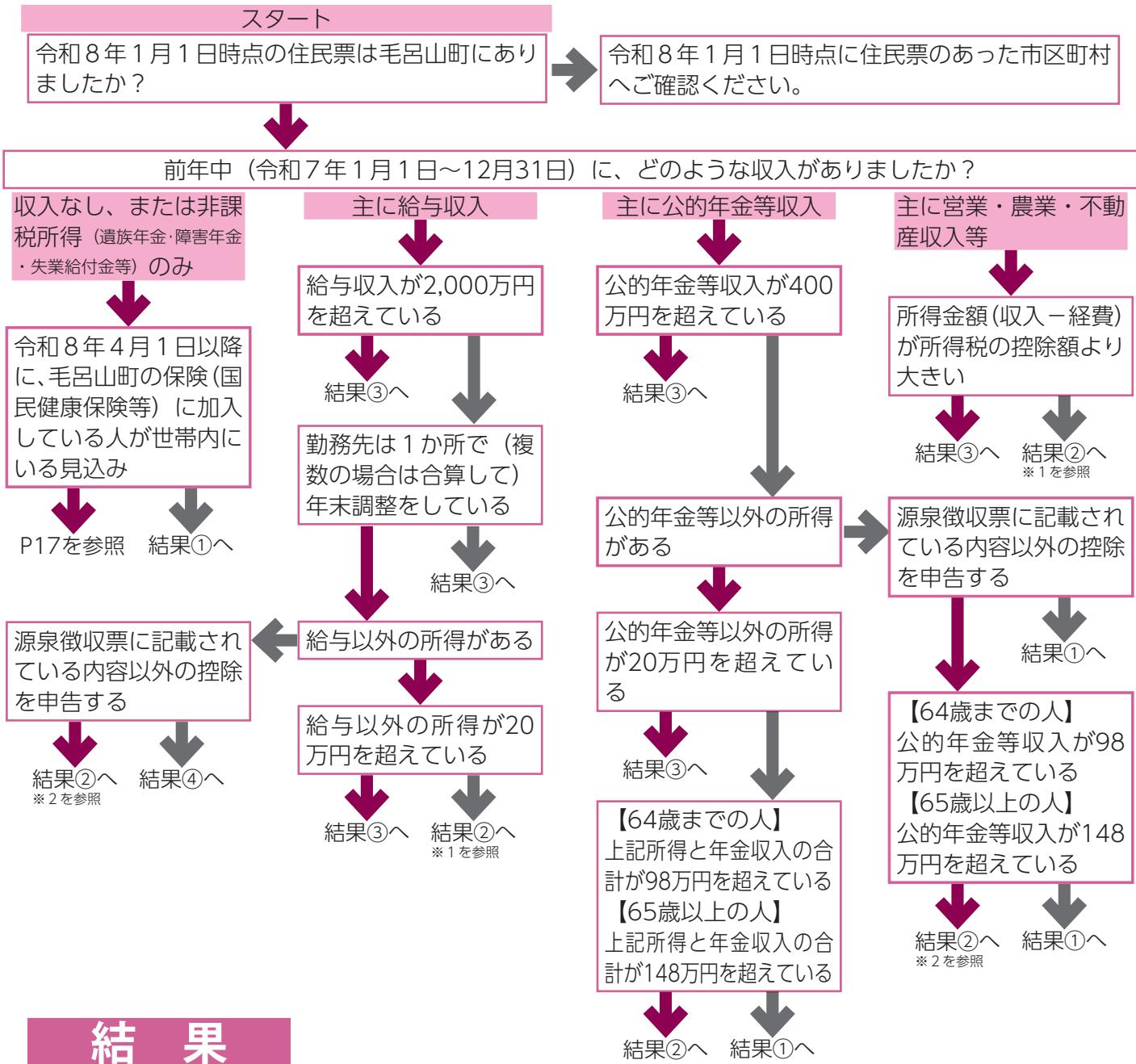
町・県民税、所得税の確定申告受付を行います。  
まずは、申告の要否をフローチャートでご確認ください。

令和7年分

# 税申告

問合せ 町・県民税／役場税務課町民税課税係☎295-2112㈹198・199  
所得税など／川越税務署☎235-9411（自動音声でご案内します）

## 申告フローチャート はい ← いいえ ←



## 結果

①申告の必要はありません

※所得（非）課税証明書を取得する予定の人などは、町・県民税の申告が必要となる場合があります。

②町・県民税の申告が必要です ⇒ 7、8ページへ

※ 1 源泉徴収税額がある場合で、控除の申告により所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

※ 2 控除の追加を選択した人は、源泉徴収票に記載された扶養の人数等により申告の必要がない場合があります。

③所得税の確定申告が必要です ⇒ 8、9ページへ

④勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている場合は申告の必要はありません

※提出されているか不明の場合は勤務先にご確認ください。

# 申告に必要な持ち物

## 共通の持ち物

### ◆申告をする人

- 番号確認書類（マイナンバーカード等）と本人確認書類（下記「申告書には、マイナンバーの記載が必要です」を参照）

### ◆還付申告をする人

- 本人名義口座の金融機関名・口座番号がわかるもの

### ◆利用者識別番号を取得済みの人

- 利用者識別番号のわかるもの・税務署からのはがきなどをお持ちください

## 収入に関する書類

### ◆給与や年金などの収入のある人

- 源泉徴収票や支払調査など（複数ある人はすべて必要です）

### ◆営業・農業・不動産所得のある人

- 収支内訳書（事前に作成してください）

## 控除に関する書類

### ◆社会保険料控除を受ける人

- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの社会保険料の支払金額・支払日のわかるもの

### ◆生命保険料・地震保険料控除を受ける人

- 生命保険料・地震保険料の控除証明書

### ◆障害者控除を受ける人

- 障害者手帳など

### ◆勤労学生控除を受ける人

- 学生証

### ◆寄附金控除を受ける人

- 寄附金受領証明書

### ◆医療費控除を受ける人

- 作成済みの医療費控除の明細書（事前に作成してください）

### ◆2年目以降の住宅借入金等特別控除を受ける人

- 借入金の年末残高等証明書

- 住宅借入金等特別控除申告書

## 申告書には、マイナンバーの記載が必要です

町・県民税申告書や所得税確定申告書には、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などの個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申告書を提出の際、申告者の本人確認書類（※）の提示、または添付が必要です。

### （※）本人確認書類の例

#### マイナンバーカードを持っている人

- マイナンバーカードのみ

#### マイナンバーカードを持っていない人

- マイナンバー確認書類（いずれか1つ）

通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書（マイナンバー記載で最新の住所、氏名等のもの）など

- 身元確認書類（いずれか1つ）

運転免許証、公的医療保険の被保険者証（資格確認書）、障害者手帳、在留カード、パスポートなど

町では下記に該当する申告は受付できません。9ページの方法で申告してください。

- ①青色申告 ②土地建物・株式などの譲渡所得がある ③特定口座年間取引報告書を用いた配当所得を申告する  
④山林所得がある ⑤暗号資産や先物取引などに係る雑所得等 ⑥令和6年分以前の申告 ⑦国外に居住する人を扶養控除とする ⑧給与所得の特定支出控除を申告する ⑨初年度の住宅借入金等特別控除を申告する ⑩住宅ローンの借換えをした ⑪住宅ローンを利用しない場合の控除（住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除および認定住宅新築等特別税額控除）を申告する ⑫雑損控除を申告する ⑬外国税額控除のある申告 ⑭準確定申告（死亡者）

# 「町申告会場での申告」

(町・県民税の申告、所得税の確定申告)

受付日程／下記の①②をご確認ください。申告の内容や住所の字ごとに指定日があります。

受付場所／毛呂山町役場 2階201会議室 (1階税務課窓口での相談、受付は行っておりません。)

受付時間／午前9時～11時、午後1時～3時 (役場庁舎には午前8時以前は入れません。)

※町では受付できない申告があります。詳しくは7ページをご確認ください。

※ご自宅で検温し、37.5度以上の発熱が認められる場合などは来場を控えてください。

## ① 収入が「給与」・「公的年金等」のみの人の申告

受付は2月12日(木)・13日(金)／午前9時～11時・午後1時～3時 ※混雑する傾向にあります

## ② 町・県民税の申告、所得税の確定申告 (上記①の申告対象者を含む)

受付は2月16日(月)から3月16日(月)まで／住所の字ごとに2回指定日があります

受付日時・地区 (字ごと)【1回目】			特記事項
日にち	午前9時～11時	午後1時～3時	
2月16日(月)	川角・若山3丁目	若山1丁目～2丁目	
2月17日(火)	大類・中央3丁目～4丁目	小田谷・宿谷・滝ノ入	
2月18日(水)	葛貫・岩井西1丁目～5丁目	西戸・西大久保	
2月19日(木)	自白台1丁目～4丁目・平山1丁目	南台2丁目～5丁目	【1回目】は混雑する傾向にあります。
2月20日(金)	前久保南3丁目～4丁目	前久保・前久保南1丁目～2丁目	
2月24日(火)	市場・平山2丁目～3丁目	長瀬・南台1丁目	
2月25日(水)	苦林・箕和田・中央1丁目～2丁目	大谷木・権現堂・毛呂本郷	
2月26日(木)	下川原・岩井東1丁目～2丁目	旭台・阿諱訪・岩井	

受付日時・地区 (字ごと)【2回目】			特記事項
日にち	午前9時～11時	午後1時～3時	
2月27日(金)	若山1丁目～2丁目	川角・若山3丁目	
2月28日(土)	平日の都合が合わず指定日に来られない人 (午前・午後とも)		
3月2日(月)	小田谷・宿谷・滝ノ入	大類・中央3丁目～4丁目	
3月3日(火)	西戸・西大久保	葛貫・岩井西1丁目～5丁目	【2回目】の午前・午後の地区割は、
3月4日(水)	南台2丁目～5丁目	自白台1丁目～4丁目・平山1丁目	【1回目】と逆になっています。
3月5日(木)	前久保・前久保南1丁目～2丁目	前久保南3丁目～4丁目	
3月6日(金)	長瀬・南台1丁目	市場・平山2丁目～3丁目	
3月9日(月)	大谷木・権現堂・毛呂本郷	苦林・箕和田・中央1丁目～2丁目	
3月10日(火)	旭台・阿諱訪・岩井	下川原・岩井東1丁目～2丁目	
3月11日(水)	指定日に来られない人 (午前・午後とも)		申告期限間近になると大変混み合います。
3月12日(木)			
3月13日(金)			
3月16日(月)			

# 川越税務署からのお知らせ

【確定申告に関するご質問は国税庁ホームページで検索またはお電話にてお問い合わせください】

作成コーナーの操作など／e-Tax・作成コーナーヘルプデスク☎0570-01-5901 月～金曜日(祝日を除く)

国税庁ホームページ「確定申告特集」

確定申告に関する問合せ・相談／国税相談専用ダイヤル☎0570-00-5901 月～金曜日(祝日を除く)

または 川越税務署☎235-9411 (自動音声でご案内します)

## 1. 「e-Taxによる申告」

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。確定申告会場に出向かずにご自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。なお、マイナポータルとe-Taxを連携（マイナポータル連携）すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、医療費通知情報や寄附金受領証明書などを1件ずつ入力する必要がなく、書類の提出・保存も不要となり便利です。また、給与所得や公的年金等の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。マイナポータル連携をご利用になるには事前準備が必要となりますので、お早めの準備をお願いします。この機会にぜひマイナポータル連携を使ったe-Taxをご利用ください。

確定申告書等作成コーナー

動画で見る確定申告

マイナポータル連携  
特設ページ



◀作成は  
こちらから



◀申告書の  
作成などを  
動画で案内



◀事前準備は  
こちらから

※申告書などを書面で提出する場合、令和7年1月以降、確定申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととなりました。申告書などの提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録、管理をお願いします。

## 2. 「川越税務署での申告」

受付場所 川越税務署（川越市並木452-2/JR川越線南古谷駅徒歩約7分）

※川越税務署の駐車場は駐車台数が限られているため大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。

相談時間 午前9時～午後4時（午前8時30分から受付）

開設期間 2月16日（月）から3月16日（月）までの平日および3月1日（日）

### ▶川越税務署からのお知らせ



確定申告会場での相談は、国税庁LINE公式アカウントによるオンライン事前予約をお願いします。会場において当日受付も行っていますが、当日の相談枠に限りがありますので、ぜひオンライン事前予約をご利用ください。なお、上記期間前は、税務署内に確定申告会場はありません。

スマートフォンをお持ちの人は基本的にスマートフォンを利用して申告していただきます。

マイナンバーカードとパスワード（①数字4桁および②英数字6～16桁）をお持ちください。

▲国税庁LINE  
公式アカウント

## 個人住民税の申告が電子ができるようになります！

令和8年度住民税申告（令和7年中の収入申告分）から、個人住民税の電子申告ができるようになります。

マイナンバーカードを使用して、スマートフォンやパソコンからeLTAX<sup>エルタックス</sup>のホームページやマイナポータル、町のホームページを経由して、『eLTAX個人住民税電子申告システム』で申告書を作成し、町に申告データを送信できるようになります。



なお、これまでどおり紙の申告書での申告も受けつけています。

詳細はホームページにてご確認ください。

※eLTAXとは：地方税ポータルシステムの略称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。